

新潟市告示第641号

掲示期間 10. 16－10. 25

公 示 送 達 書

下記の者について送達すべき書類を、財務部市民税課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。地方税法第20条の2第1項の規定により告示します。

令和8年10月16日

新潟市長 中原 八一

記

送達を受けるべき者の 氏 名	別紙のとおり
送達すべき書類を特定 するために必要な情報	新市税公示・令達第9号
注 意 事 項	地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の書類を受領しないときは、下記の日に書類の送達があったものとみなされます。 令和8年10月23日

公 示 送 達 の 要 旨

氏 名
LUU TRUNG NGHIA
TRINH XUAN PHUONG
佐藤 祐貴
RIZAL ICHWANSYAH
八木 貴央
USWATUN KHASANAH WIDIARTI
HE JUNZHI